

## ALIVE GYM 24H 利用規約

ALIVE GYM 24H（以下、「本クラブ」といいます）は、会員の皆様に安全かつ快適にご利用いただくため、以下のとおり利用規約を定めます。

### 第1条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社ヤマグチが行います。

### 第2条（入会資格）

1. 本クラブに入会できる方は、以下の各号すべてを満たす方とします。

- (1) 満13歳以上の方（中学生以上）
- (2) 本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方
- (3) 医師から運動を禁じられていない方

2. 満13歳以上18歳未満の未成年者が入会を希望する場合は、親権者の書面による同意および、親権者が本規約およびプライバシーポリシーに基づく一切の責任を本人と連帯して負うことを条件として、入会を認めるものとします。

3. 前項の未成年者については、青少年保護育成条例その他関係法令に基づき、次の利用条件を設けます。

- (1) 満13歳以上16歳未満（中学生）については、保護者の同伴のもとで利用するものとします。
- (2) 18歳未満の会員は、22時から翌5時までの深夜時間帯は利用できません。
- (3) 法令または条例の改正により利用条件が変更された場合は、当該改正後の内容が優先して適用されるものとします。

(4) 本クラブは、安全管理上必要と判断した場合、前各号の定めにかかわらず、未成年者の利用時間または利用方法を制限することがあります。

4. 刺青・タトゥーおよびこれに類するものがある方については、衣服・サポーター等により常時完全に露出しない状態での利用に限り入会を認めます。

ただし、施設内において刺青・タトゥーを露出して利用した場合、または本クラブが是正を求めたにもかかわらず従わない場合には、事前の通知なく退会または除名（強制退会）とすることがあります。

5. 次の各号のいずれかに該当する方は、理由の如何を問わず入会できません。

(1) 暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属する方

(2) 他の会員の円滑な施設利用に支障をきたすおそれがある方

(3) 本クラブの秩序・安全・風紀を乱すおそれがあると判断された方

(4) その他、本クラブが会員として不相当と判断した方

6. 入会後に前各項に該当する事実が判明した場合、本クラブは、当該会員に対し、退会または除名の措置を取ることができるものとします。

### 第3条（入会手続）

入会希望者は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得たうえで、定める会費および諸費用を支払うものとします。

本クラブは、必要に応じて医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

会員は、本規約と併せて当社のプライバシーポリシーの内容に同意するものとします。

未成年者については、親権者が当該同意を与えたものとします。

#### **第4条（入会金）**

会員は、本クラブの定める入会金を所定の方法により支払うものとします。

一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しません。

#### **第5条（会員資格の停止・除名）**

本クラブは、会員が次のいずれかに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止または除名を行うことがあります。

必要に応じて、事前には是正の機会を設けることがあります。

1. 会費・諸費用の支払いについて、2ヶ月分以上の未納が確認された場合

※当該期間中は、入退館および各種予約は不可とします。

※未納分の支払いが確認でき次第、ジム利用を再開できます。

2. 施設・機材を故意に破損した場合

3. 本規約または本クラブの定める規則に違反した場合

4. 本クラブの秩序・信用を著しく損なった場合

5. 虚偽の申告が判明した場合

6. その他、社会通念上会員として不適切と判断された場合

なお、退会または除名後の個人情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシーに従い、適切に管理・処理するものとします。

#### **第6条（会費・支払義務）**

会員は、本クラブが定める会費等を所定の方法で支払うものとします。

本クラブの施設を利用しない場合であっても、会員資格を有する限り、会費支払義務は発生します。

ただし、本クラブの責に帰すべき事由により長期間施設を利用できない場合は、当社の判断により会費の減免または免除を行うことがあります。

## **第7条（最低継続期間および中途解約）**

本クラブの会員契約には、ライト会員様以上は入会月を含む6ヶ月間の最低継続期間を設けます。（ライト会員様以上からビジター会員への変更は不可。ビジター会員から他会員への移行は可能。）

最低継続期間内に会員が自己都合により退会する場合、退会月の翌月から最低継続期間満了月までの残月数分について、解約に伴う合理的な損害として、会費相当額を本クラブが指定する方法により支払う義務を負うものとします。

## **第8条（休会）**

会員は、各月10日までに所定の休会届を提出することで、翌日より休会できます。

休会期間は1ヶ月以上6ヶ月以内とし、休会費は本クラブが別途定めます。

休会期間は最低継続条件には含まれません。

## **第9条（会員種別変更）**

会員種別の変更は、各月10日までに所定の変更届を提出することで、翌日より適用されます。

## **第10条（退会）**

会員は、各月10日までに所定の退会届を提出することで、当月末をもって退会できます。

退会手続きは、所定の書面または当社指定の方法によるものとし、電話・口頭での退会は受け付けません。

本クラブが退会届を受理するまで、会費支払義務は継続します。

## **第11条（休業・閉鎖）**

本クラブは、定休日・季節休業のほか、施設補修、天災、法令変更、その他やむを得ない事情により、臨時休業または閉鎖する場合があります。

## 第 12 条（免責事項）

会員は、自己の責任と判断において施設を利用するものとします。

本クラブは、盗難・怪我・事故等について、本クラブの故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。

個人情報の取扱いに関する責任および免責については、当社プライバシーポリシーの定めに従うものとします。

## 第 13 条（無許可トレーナー活動の禁止）

1. 当施設において、ALIVE GYM 24H が認定した「公認トレーナー」以外の者が、有償・無償を問わずパーソナルトレーニング指導、これに類する指導行為、または指導と判断される行為を行うことを禁止いたします。
2. 外部トレーナーを招き入れて指導を受ける行為は禁止といたします。
3. 前項に違反する行為が確認された場合、当施設は当該行為者（指導者）およびその指導を受けた会員（クライアント）の双方に対し、事前通告なく会員資格を停止または強制退会とすることができるものとします。
4. 強制退会となった場合、入会月を含む 6 ヶ月間の会費相当額を違約金としてお支払いいただきます。なお、既に支払済みの会費等については返金いたしません。
5. トレーナー行為か否かの判断は、当施設が総合的に判断するものとします。

## 第 14 条（規約の改定）

本クラブは、社会情勢・経済状況の変動等により、本規約および諸費用を改定することがあります。

その場合、改定日の 1 ヶ月前までに、館内掲示、ホームページ、その他当社が適切と判断する方法により告知し、告知した改定日より効力を生じます。

## 第 15 条（施行日）

本規約は、2026 年 3 月 1 日より施行します。

【別紙】親権者同意書

私は、下記未成年者が **ALIVE GYM 24H** に入会し、施設を利用することについて同意します。

また、同人が本クラブの利用規約および諸規則を遵守することを保証するとともに、同規約に基づき発生する一切の責任

（会費等の支払義務、損害賠償義務、施設利用中の事故等を含む）を、本人と連帯して負うことに同意します。

【未成年者】

氏名：

生年月日：

【親権者】

氏名：

続柄：

住所：

電話番号：

署名日：

親権者署名：

印